三田支

理由
普通運轉はスターフより五分の早着を認められ居り運轉はスターフ嚴守の爲め一分の早着も許さざると雖時より一時迄は深夜作業に付き手當復活を要求する。
實行方法　新本部一任

30（　）勤務時間短縮に關する件

提案　電車　三田支

理由
最近勤務時間が非常に延長され日曜祭日には居殘られ十二時間以上の勤務屢々あり、隨つて疲勞甚だ爲事故の頻發又は健康を害する者多きに依り勤務時間を要求す。
實行方法　新本部一任

7（　）休暇券支給復活に關する件

提案　電車　新宿支　青南支

會計　弐名
電車　荻原佐宜
執工　三宅義吉

投票用紙受領者　二八名
内一票棄權
鶴原利男　一七六票
堀平末松　一〇〇票

新執行委員　弐名
電車部　内海寅吉
野平末松
志倉朝次郎（名保留）
自動車部　植村貞雄
山田義春
車庫部　峯岸新三郎
執工部　野河野平次
電氣部　佐伯健
電力部　山添豊吉
工務部　鶴原利男
婦人部　荒川タケ
執行委員長　鶴原利男

規約改正案　提案　電車部

第一章　總則

條　本組合は東京交通勞働組合と稱す
條　本組合は東京市電從業員を以て組織す
條　本組合は本部を東京市内に置き支部を各所に置く
條　本組合は綱領宣言及決議の貫徹を以て目的とす

第二章　機關

條　本組合に左の機關を置く（イ）大會（ロ）中央委員（ハ）中央執行委員會
條　大會、中央委員會、中央執行委員會は委員定數の三の二以下たる事を得ず、議決は出席委員の過半數を以てす

第一節　大會

條　大會は本組合の最高の決議機關にして毎年秋期一回中央執行委員長之を召集す、但し中央委員會に於て緊急必

二　（日勤乗務部
車、部乗務員代表